

八王子市放課後子ども教室コーディネーター配置要綱

平成 20 年 7 月 1 日施行

改正 平成 24 年 4 月 1 日

1 目的

放課後対策事業の総合的な調整役を担う者（以下「コーディネーター」という。）を配置し、放課後子ども教室の円滑な実施を図る。

2 配置

コーディネーターは、小学校区ごとに 1 名配置することができる。

3 業務内容

コーディネーターは、次の業務を行う。

- (1) 児童及び保護者に対する放課後子ども教室への参加の呼びかけに関する事。
- (2) 学校や学童保育所・関係機関・団体等との連絡調整に関する事。
- (3) ボランティア等地域の協力者の確保・登録・配置に関する事。
- (4) 放課後子ども教室の活動プログラムの企画に関する事。
- (5) 各地区放課後子ども教室実施団体の立ち上げに関する事。
- (6) その他放課後子ども教室の実施に関する必要な事項に関する事。

4 委嘱

コーディネーターは、八王子市教育委員会が本業務を的確に遂行できると認められた者に委嘱する。

5 責務

コーディネーターは、次の責務を負う。

- (1) 市の信用を失墜する行為をしないこと。
- (2) 個人情報の保護を徹底すること。

6 研修

コーディネーターは、事業の円滑実施を図る観点から、市等が実施する研修へ積極的に参加するよう努めなければならない。

附則

この要綱は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。